

## 東京都 東京都建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画

本計画は、東京の建設現場の労働災害の現状と課題を踏まえ、建設工事従事者が安全と健康を確保するために必要な基本的な方針や施策を定めるとともに、これらに基づき建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

詳細はこちら [https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku\\_kaihatsu/kenchiku\\_shidou/gyosya\\_shido/kouji/](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/kenchiku_shidou/gyosya_shido/kouji/)



## 東京都 「女性活躍のための施設整備助成金」のご案内

女性の職場環境整備に取り組む都内の中小企業等を対象に、女性専用設備の整備費用等を助成します。  
(申請受付:公益財団法人東京しごと財団)

| コース         | 助成対象                                                                                                                           | 助成限度額                 | 助成率 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----|
| ①整備費助成コース   | ●女性従業員のための女性専用設備の整備費用<br>対象 トイレ(一定条件のもと、性別に関わらず利用できるトイレも助成対象)、ロッカー、更衣室、休憩室、シャワー室、仮眠室、洗濯機、洗面所、授乳室<br>●工事現場等で使用するトイレカー・レストカーの購入費 | 最大500万円               | 2/3 |
| ②リース費用助成コース | 工事現場の女性専用仮設トイレ、車載用仮設トイレ、車載用仮設トイレを積載するための車体、トイレカーのリース費用等                                                                        | 最大90万円<br>※助成期間12か月まで |     |

詳細はこちら <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jokatsu-seibi/joseikatsuyaku.html>



## 東京都 一般事業主行動計画策定支援のご案内

女性活躍推進法に基づき、企業は、女性の活躍推進について「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。常時雇用する従業員が101人以上の企業は、都道府県労働局への届出が義務となっています(100人以下の企業は努力義務)。

「企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業」では、「一般事業主行動計画」の策定支援を実施していますので、是非ご活用ください。

### ①行動計画策定支援セミナー(オンデマンド配信)

経営に生かせるよう、行動計画を作成する意義から丁寧に解説します。

対象者: 都内企業等の経営者及び人事・労務担当者等

### ②フォローアップコンサルティング(訪問またはオンライン)

各社の課題感に合わせて実行可能な行動計画の策定をサポートし、フォローを行います。

対象者: 都内中小企業等(従業員数300名以下)の経営者及び人事・労務担当者等

※1社につき2回まで

詳細はこちら <https://josei-jinzai.metro.tokyo.lg.jp/>



## 東京都

## 働く女性のための施設整備改善事業

### 東京都内の建設業・運輸業の皆様へ

# 女性 が働きやすい 職場づくりを応援します!

東京都では、女性が活躍できる選択肢が広がるよう、女性専用設備の整備による働きやすい職場環境づくりを推進しています。

女性を採用したいが  
応募がない

採用しても  
長く続かない

## 建設業・運輸業における人材確保・定着のカギ

人口減少や少子高齢化が進む中、企業においては、多様な人材が能力を発揮できる職場環境づくりや、人材の確保・定着に向けた取組が重要となっています。

東京都は、誰もが生き生きと暮らす社会の実現に向け「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」を制定しました(令和8年7月1日施行)。

本条例の趣旨を踏まえ、女性はその個性や能力を十分に発揮できる環境の整備を推進するとともに、あらゆる分野や役割において活躍機会の拡大が求められています。

女性が安全に働きやすい環境を整えることは、職場全体の安全性向上や組織の活性化、企業価値の向上につながり、多様な人材の確保や定着にも効果があります。  
建設業や運輸業でも、こうした取組を進めてみませんか。

特設サイトも是非ご覧ください。

<https://josei-setsubi.metro.tokyo.lg.jp/>



### 働く女性のための施設整備改善事業運営事務局

(運営:株式会社キャリア・マム)

〒206-0033

東京都多摩市落合1-46-1 ココリア多摩センター 5階

【TEL】 042-313-7723 (受付時間:平日10:00~17:00)

【E-mail】 [josei-seibi@mail.c-mam.co.jp](mailto:josei-seibi@mail.c-mam.co.jp)

東京都では、働く女性のための施設整備の改善について、企業に訪問してご案内する取組を実施しています。訪問をご希望の場合は、左記お問合せ先までご連絡ください。



令和8年6月作成

## 建設業・運輸業の課題と、事業者求められる取組

建設業や運輸業においては、女性労働者比率が他の産業と比較して特に低い実態があります。建設産業では、女性の就業者数は増加傾向にあるなど一定の成果が見られる一方で、入職者数に対する離職者数の割合が全産業と比べて高い状況にあるなど、女性の定着はまだ不十分と考えられるという報告※もあります。

また、運輸業では、バス業界をはじめとして高齢化による担い手不足が進み、女性も依然として少ない状況です。

その背景の一つとして、女性が安心安全、快適に業務を行える職場環境が十分に整っていないことが考えられます。特に、女性用トイレや更衣室、ロッカーなどの不足は、現場での大きな課題のひとつであり、早急な改善が望まれています。

※「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」（令和7年3月国土交通省）

### 建設産業における女性活躍・定着のための取組状況

#### 従業員規模

30～99人  
30%  
1～29人  
65%

取組なし  
747社  
46%  
取組あり  
862社  
54%

建設産業において、女性活躍・定着のために何らかの取組を実施している企業の割合は約半数。取組なしの企業のうち、従業員100人未満の企業が90%を占める。取組を実施していない理由は、**人的余裕のなさ**が最も多い。**時間・予算の不足、女性の求人がない、何をすればよいか分からない**という回答も。

「令和6年度 建設産業における女性定着促進に関する実態等調査結果」（国土交通省）を元に作成

### 職場における労働衛生基準の見直し

令和3年12月、多様な労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり等の社会状況の変化を踏まえ、職場における労働衛生基準の改正や運用の見直しが行われました。

### 労働衛生基準の改正・見直しの主な項目(例)

#### 便所

- 男性用と女性用に区別して設ける原則は維持
- 新たに**独立個室型の便所**を位置づけ、少人数の事務所の例外や付加的に設ける便所の取扱いを規定。

#### 「独立個室型の便所」の定義

- 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- 便所の全方向が壁等で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
- 1個の便房により構成されている



#### 更衣室・シャワー設備等

性別を問わず安全に利用できるように



#### 休養室・休養所

随時利用できるように



#### 休憩の設備

事業場の実状やニーズに応じて検討

「ご存知ですか？ 職場における労働衛生基準が変わりました」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000905329.pdf>



ここがポイント

まずは自社の課題を把握することが大切です。職場において労働衛生基準が守られているかどうか確認しましょう。

## 職場環境整備が、人材確保・定着に直結

女性が働きやすい職場づくりの第一歩として、まずは男女別で清潔なトイレを整備することから始めてみませんか。

### 女性が快適に利用できる「快適トイレ」

建設現場に設置する仮設トイレについては、「快適トイレ」の整備を推進しています。快適トイレとは、従来の仮設トイレに比べ、衛生面や使いやすさに配慮した、誰もが安心して利用できるトイレのことをいいます。公共工事においては概ね整備されていますが、民間工事においても整備を進めることが重要です。

### 快適トイレに求める機能

洋式  
(洋風)  
便器



水洗及び  
簡易水洗機能  
(し尿処理装置付き含む)



臭い  
逆流防止  
機能



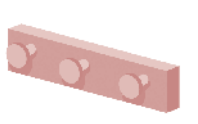
容易に  
開かない  
施錠機能



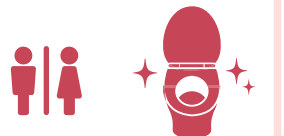
照明  
設備



衣類掛け等のフック、  
又は、荷物の置ける棚等  
(耐荷重を5kg以上とする)



付属品として備えるもの：男女別のトイレの明確な表示や、周囲からトイレの入口が直接見えない工夫、サニタリーボックス、鏡と手洗器、便座除菌クリーナー等の衛生用品  
そのほか、擬音機能や着替え台、臭気対策機能の多重化、室内温度の調整が可能な設備、小物置き場なども推奨されています。



「快適トイレの導入について（令和8年2月27日通知）」  
(国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>



一人親方の女性が、現場にトイレが無くて困ったという声も。元請け事業者が、工事現場に清潔な女性用トイレを整備することで、女性が働きやすくなります。

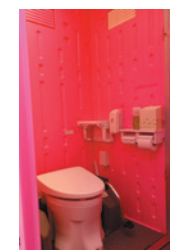


### 女性専用設備を整備した企業の事例

#### 事例1 株式会社酒井組（建設業）

#### 「建設現場への女性専用仮設トイレ設置」

- 視察や下請け会社の女性も利用できるよう、女性がいなくても女性トイレを設置
- 入口前に衝立を設置し、出入りが見られないよう工夫
- 女性だけでなく男性のためにもきれいなものを設置

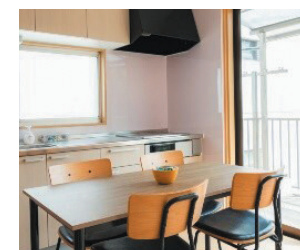


設備がきれいで気分がいいのは男性も同じ。女性が働きやすい環境の整備が、男性の働きやすさを考えるきっかけになった。

#### 事例2 豊玉タクシー株式会社（運輸業）

#### 「女性専用休憩室・ロッカールームの設置」

- キッチンや入浴スペースも備えた女性専用休憩室・ロッカールームを整備
- 女性乗務員同士の親睦を深めるため、休憩室で女子会を実施



女性乗務員が増加。充実した女性専用設備が新規採用や人材定着に効果をもたらしている。

ここがポイント

女性専用の設備を整備することで、働く女性の安心・健康が確保され、企業全体の働きやすさが向上し、人材確保・定着につながります。